

★豊中市介護予防・日常生活支援総合事業

独自加算算定要件について(訪問型サービスA)

I. 災害時訪問計画加算

事業所の要支援利用者の安否確認を実施することについて、所定の様式であらかじめ市へ届け出た場合に算定できます。

(1) 災害時訪問計画加算 I

訪問型サービスA事業所利用者に向けた安否確認等の実施を市長に届出た場合に算定。

(2) 災害時訪問計画加算 II

訪問型サービスA事業所利用者に加えて、当該事業所と一体的に運営する訪問介護及び訪問介護相当サービス事業所利用者 (要介護者の利用者も含む) に向けた安否確認等の実施を市長に届出た場合に算定。

【届出の内容】

以下の項目について届出書(様式-災害計画)に必要事項を記載したうえで提出してください。

事業所名、事業所所在地、連絡先(電話番号)

算定する加算(加算 I 又は加算 II)

実施する取組み

【必須事項】災害時要援護者支援制度(防災・福祉ささえあいづくり推進事業)について利用者へ周知、啓発を行うこと。また、利用者に市から名簿登録の依頼があった場合には制度への理解と協力を促すこと。

【選択事項】①災害発生時に、対象となる利用者へ訪問又は電話連絡等の方法によって、安否確認を実施すること。

★あくまでも安否確認を実施する従業者等の身の安全を確保したうえで実施することとします。また、実施可能な手順等について事業所内で共有し、必要に応じて計画を策定してください。

②対象者と事前に災害発生時の避難先について確認をしておき、災害が発生した際には、避難が完了したのちに利用者の避難先へ訪問し、安否確認を行うこと。

取り組む項目について利用者に説明し、取組み内容について説明を受けたことを証する書類(重要事項説明書等)を保管すること。

II. 軽度化加算

介護度が軽度化(要支援 2 から要支援 1 もしくは要介護要支援認定非該当(事業対象者含む)、要支援 1 から要介護要支援認定非該当(事業対象者除く))した場合、単位数に利用月数(12月上限)を乗じて得た単位数を軽度化前最終利用月に算定できます(市への届出は不要)。